

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり
---------	----------------------------

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	畜産課長 川津 章弘	電話番号	0852-22-5132
----------	------------	------	--------------

事務事業の名称	家畜衛生対策事業		
目的	(1) 対象	生産者、関係機関・団体、獣医師・家畜人工授精師・動物用医薬品販売業者等。	
	(2) 意図	家畜衛生を推進することにより、家畜伝染性疾病的発生予防対策と畜産物の安全性確保を図り、畜産経営の安定化と生産性向上に資する。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の伝染性疾病を監視するため、関係者に対して家畜衛生に関する情報の収集・提供を行う。</li> <li>安全な畜産物の生産を図るため、生産者に対する衛生管理の指導、獣医師等に対する動物薬事・獣医事に関する指導(法令業務)を行う。</li> <li>地域で問題となっている家畜伝染性疾病的発生低減を図るため、関係者が一体となって、防疫体制の確立、飼養衛生管理基準の改善・向上等に関する取り組みを実施する。</li> </ul>		

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 家畜衛生に係る取り組みの充実度	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	%
		取組目標値						
	式・定義 100×(1+家畜伝染性疾病的発生件数の減少率)×(1+家畜伝染性疾病的検査件数の増加率)	実績値	109.2	81.1				%
		達成率	-	81.1	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	8,005	9,427
うち一般財源(千円)	5,173	5,753

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

平成28年度は、高病原性鳥インフルエンザの全国的な発生がみられた。県内では、監視伝染病(牛白血病等)の発生数は横ばいであったが、その他の伝染性疾病(下痢、呼吸器病)の発生数は昨年度と比較して増加した。  
 平成28年度 家畜伝染性疾病的発生件数：104件  
 平成28年度 家畜伝染性疾病的検査件数：40,000件  
 家畜衛生情報の提供：広報等の発行：7回、3,707部

## 6. 成果があったこと(改善されたこと)

高病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥を含めて、全国各地で確認されるなか、県内では発生を防止できた。伝染性疾病的発生件数は増加したが、主に常在病原体に起因したものであり、各発生は局地的な発生に留まり農場間・地域内伝播は防止できている。

## 7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

- ①困っている「状況」  
 平成28年度においても、牛白血病や豚丹毒等の生産性阻害要因となる慢性疾病が依然として発生しているほか、コクシジウムなどの環境常在病原体により下痢を発症し、増体不良による生産性低下が散発している。
- ②困っている状況が発生している「原因」  
 共同子牛育成施設の整備、生産農場の規模拡大、物流の広域化・高速化に伴い、病原体の常在化や拡散するリスクは年々高まっている。口蹄疫などの急性悪性感染症と異なり、牛白血病などの慢性疾病による被害は顕在化しにくいため、生産者自身による積極的な対策意識の向上が困難。
- ③原因を解消するための「課題」  
 慢性疾病に対する知識の向上による取り組み意識の醸成と、地域や農場の実情に則した衛生指導を、関係機関・団体が一体となった取り組みの継続が必要。

## 8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

生産者に対して、慢性疾病等の予防・発生低減を目的として、衛生検査等により現状把握し、衛生対策指導を実施することにより農場や地域の衛生レベルの向上を図る。  
 また、現在、県内各所で整備が進められている共同子牛育成施設(キャトルステーション)や水田放牧において、当該施設・取組みの円滑な運営に資する技術的な支援が求められており、本事業としては衛生検査等に基づく技術指導、助言を行う。  
 畜産物の安全性を確保するため、動物薬事・獣医事に関しても、ひきつづき適切な情報提供・指導を継続する。